



発行 新潟県

第54号

平成25年7月12日

毎週火(祝日のときは翌日)、金曜発行

目 次

規 則

- 46 知事の職務を代理する副知事の順序を定める規則の一部を改正する規則(人事課)
47 新潟県過疎地域における工場等の誘致等に関する条例施行規則の一部を改正する規則(産業立地課)

告 示

- 873 生活保護法及び中国残留邦人等支援法に基づく指定介護機関の指定(福祉保健課)
874 生活保護法及び中国残留邦人等支援法に基づく指定介護機関の変更届(福祉保健課)
875 生活保護法及び中国残留邦人等支援法に基づく指定介護機関の休止届(福祉保健課)
876 生活保護法及び中国残留邦人等支援法に基づく指定介護機関の廃止届(福祉保健課)
877 介護保険法による指定居宅サービス事業者又は指定介護予防サービス事業者の指定(高齢福祉保健課)
878 介護保険法による指定居宅介護支援事業者の指定(高齢福祉保健課)
879 介護保険法による指定介護老人福祉施設の指定(高齢福祉保健課)
880 介護保険法による介護老人保健施設の許可(高齢福祉保健課)
881 介護保険法による指定居宅サービス事業者又は指定介護予防サービス事業者の事業廃止届(高齢福祉保健課)
882 障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律による指定自立支援医療機関の指定(障害福祉課)
883 障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律による指定自立支援医療機関の指定更新(障害福祉課)
884 障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律施行規則による指定自立支援医療機関の廃止届(障害福祉課)
885 特定計量器定期検査の実施(計量検定所)
886 保安林の指定予定(治山課)
887 土地改良区役員の就任及び退任届(農地計画課)
888 土地改良区役員の就任及び退任届(農地計画課)
889 県営土地改良事業計画の縦覧(農地計画課)
890 道路の区域変更(道路管理課)
891 道路の供用開始(道路管理課)

公 告

- 特定非営利活動法人の定款の変更の認証申請(県民生活課)
製菓衛生師試験の実施(生活衛生課)

病院局公告

- 一般競争入札の実施(病院局総務課)
一般競争入札の実施(病院局総務課)
特定調達契約の落札者等(病院局総務課)
新潟県立津川病院医療情報システム構築業務公募型プロポーザルの結果(病院局業務課)

公安委員会規則

- 9 新潟県警察の交番及び駐在所の名称等に関する規則の一部を改正する規則(地域課)

規 則

知事の職務を代理する副知事の順序を定める規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成25年 7月12日

新潟県知事 泉 田 裕 彦

新潟県規則第46号

知事の職務を代理する副知事の順序を定める規則の一部を改正する規則

知事の職務を代理する副知事の順序を定める規則(平成18年新潟県規則第26号)の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄の表中太線で囲まれた部分を次の表の改正後の欄の表中太線で囲まれた部分に改める。

改 正 後	改 正 前																
<p>地方自治法(昭和22年法律第67号)第152条第1項の規定により知事の職務を代理する副知事の順序は、次のとおりとする。</p> <table border="1" style="width: 100%;"> <thead> <tr> <th style="text-align: center;">氏 名</th> <th style="text-align: center;">代理の順序</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td style="text-align: center;">(略)</td> <td></td> </tr> <tr style="border: 2px solid black;"> <td style="text-align: center;">副知事 花 角 英 世</td> <td style="text-align: center;">(略)</td> </tr> <tr style="border: 2px solid black;"> <td style="text-align: center;">副知事 池 田 千 絵 子</td> <td style="text-align: center;">(略)</td> </tr> </tbody> </table>	氏 名	代理の順序	(略)		副知事 花 角 英 世	(略)	副知事 池 田 千 絵 子	(略)	<p>地方自治法(昭和22年法律第67号)第152条第1項の規定により知事の職務を代理する副知事の順序は、次のとおりとする。</p> <table border="1" style="width: 100%;"> <thead> <tr> <th style="text-align: center;">氏 名</th> <th style="text-align: center;">代理の順序</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td style="text-align: center;">(略)</td> <td></td> </tr> <tr style="border: 2px solid black;"> <td style="text-align: center;">副知事 北 島 智 子</td> <td style="text-align: center;">(略)</td> </tr> <tr style="border: 2px solid black;"> <td style="text-align: center;">副知事 花 角 英 世</td> <td style="text-align: center;">(略)</td> </tr> </tbody> </table>	氏 名	代理の順序	(略)		副知事 北 島 智 子	(略)	副知事 花 角 英 世	(略)
氏 名	代理の順序																
(略)																	
副知事 花 角 英 世	(略)																
副知事 池 田 千 絵 子	(略)																
氏 名	代理の順序																
(略)																	
副知事 北 島 智 子	(略)																
副知事 花 角 英 世	(略)																

附 則

この規則は、公布の日から施行する。

新潟県過疎地域における工場等の誘致等に関する条例施行規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成25年7月12日

新潟県知事 泉田 裕彦

新潟県規則第47号

新潟県過疎地域における工場等の誘致等に関する条例施行規則の一部を改正する規則

新潟県過疎地域における工場等の誘致等に関する条例施行規則(平成12年新潟県規則第136号)の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄中下線が引かれた部分(以下「改正部分」という。)に対応する同表の改正後の欄中下線が引かれた部分(以下「改正後部分」という。)が存在する場合には当該改正部分を当該改正後部分に改め、改正部分に対応する改正後部分が存在しない場合には当該改正部分を削り、改正後部分に対応する改正部分が存在しない場合には当該改正後部分を加える。

改正後		改正前	
別記 第1号様式(第3条関係) 事業計画書 1～4 (略) 5 計画投下固定資産額		別記 第1号様式(第3条関係) 事業計画書 1～4 (略) 5 計画投下固定資産額	
(略)	(3) 租税特別措置法(昭和32年法律第26号)第12条第1項の表の第1号の第2欄又は第45条第1項の表の第1号の第2欄に掲げる事業の用に供する設備で同法第12条第1項の表の第1号の第3欄又は第45条第1項の表の第1号の第3欄の規定の適用を受けるもののうち(2)以外のもの	(略)	(3) 租税特別措置法(昭和32年法律第26号)第12条第1項の表の第1号又は第45条第1項の表の第1号の規定の適用を受ける設備で(2)以外のもの
6～9 (略) (略)		6～9 (略) (略)	
第2号様式(第3条関係) 個人事業税課税免除申請書 (略) 注 (略)		第2号様式(第3条関係) 個人事業税課税免除申請書 (略) 注 (略)	
1 (略)	(1) 所得税法(昭和40年法律第33号)第2条第1項第37号に規定する確定申告書の写し及び同法第149条の規定による青色申告書に添付すべきこととされている書類の写し	1 (略)	(1) 所得税法第2条第1項第37号に規定する確定申告書の写し及び同法第149条の規定による青色申告書に添付すべきこととされている書類の写し
2 (略)	(2) 租税特別措置法第12条第5項において準用する同法第11条第3項に規定する特定設備等の償却費の額の計算に関する明細書	2 (略)	(2) 租税特別措置法第12条第3項において準用する同法第11条第3項に規定する特定設備等の償却費の額の計算に関する明細書
	(3) 所得税法施行令(昭和40年政令第96号)第6条第1号から第7号までに掲げる設備の取得価額の合計額が2,700万円を超えて		(3) 所得税法施行令第6条第1号から第7号までに掲げる設備の取得価額の合計額が2,700万円を超えていることを証する書類

<p>いることを証する書類 (4) (略)</p> <p>付表 個人事業税の課税標準の分割に関する明細書 (略)</p> <p>記入上の注意 1 この付表には、申請者が新潟県内に有する事務所又は事業所の従業者の数を記入すること。この場合において、「従業者」の意義は、<u>地方税法施行規則(昭和29年総理府令第23号)第6条の2第1項に定めるところによる。</u> 2～5 (略)</p> <p>第3号様式 (第3条関係) (略)</p> <p>注 1 (略) 2 (略) (1) (略) (2) (略) ア <u>法人税法(昭和40年法律第34号)第2条第31号に規定する確定申告書の写し</u> イ <u>法人税法施行規則(昭和40年大蔵省令第12号)別表16(1)又は(2)及び特別償却の付表であってこの申告に関するものの写し</u> ウ <u>法人税法施行令(昭和40年政令第97号)第13条第1号から第7号までに掲げる設備の取得価額の合計額が2,700万円を超えることを証する書類</u> エ (略)</p> <p>記入上の注意 1 (略) 2 「新潟県分の所得金額の総額」欄及び「新潟県分の収入金額の総額」欄は、非分割法人にあつては<u>地方税法(昭和25年法律第226号)の規定によって算出した課税標準を、分割法人にあつては同法第72条の48第1項の規定により分割した課税標準を記入すること。したがって、この金額は、地方税法施行規則第6号様式の課税標準と一致するものである。</u> 3・4 (略) (略)</p> <p>第6号様式 (第3条関係) 固定資産税課税免除申請書 (略)</p> <p>付表 課税免除の適用を受ける大規模償却資産の明細書 (略)</p> <p>記入上の注意</p>	<p>(4) (略)</p> <p>付表 個人事業税の課税標準の分割に関する明細書 (略)</p> <p>記入上の注意 1 この付表には、申請者が新潟県内に有する事務所又は事業所の従業者の数を記入すること。この場合において、「従業者」の意義は、<u>地方税法施行規則第6条の2第1項に定めるところによる。</u> 2～5 (略)</p> <p>第3号様式 (第3条関係) (略)</p> <p>注 1 (略) 2 (略) (1) (略) (2) (略) ア <u>法人税法第2条第31号に規定する確定申告書の写し</u> イ <u>法人税法施行規則別表16(1)又は(2)及び特別償却の付表であつてこの申告に関するものの写し</u> ウ <u>法人税法施行令第13条第1号から第7号までに掲げる設備の取得価額の合計額が2,700万円を超えることを証する書類</u> エ (略)</p> <p>記入上の注意 1 (略) 2 「新潟県分の所得金額の総額」欄及び「新潟県分の収入金額の総額」欄は、非分割法人にあつては<u>地方税法の規定によって算出した課税標準を、分割法人にあつては同法第72条の48第1項の規定により分割した課税標準を記入すること。したがって、この金額は、地方税法施行規則第6号様式の課税標準と一致するものである。</u> 3・4 (略) (略)</p> <p>第6号様式 (第3条関係) 固定資産税課税免除申請書 (略)</p> <p>付表 課税免除の適用を受ける大規模償却資産の明細書 (略)</p> <p>記入上の注意</p>
---	--

<p>1～3 (略)</p> <p>4 「 年1月1日現在の帳簿価額」欄には、所得税法又は法人税法の規定による所得の計算上損金又は必要経費として控除すべき減価償却費の計算の基礎となるべき1月1日現在における償却資産の価額を記入すること。</p>	<p>1～3 (略)</p> <p>4 「 年1月1日現在の帳簿価額」欄には、所得税法(昭和40年法律第33号)又は法人税法(昭和40年法律第34号)の規定による所得の計算上損金又は必要経費として控除すべき減価償却費の計算の基礎となるべき1月1日現在における償却資産の価額を記入すること。</p>
--	--

附 則

この規則は、公布の日から施行する。

告 示

◎新潟県告示第873号

生活保護法(昭和25年法律第144号) 第54条の2第1項及び中国残留邦人等の円滑な帰国の促進及び永住帰国後の自立の支援に関する法律(平成6年法律第30号)第14条第4項においてその例によるものとされた生活保護法第54条の2第1項の規定により、指定介護機関を次のとおり指定した。

平成25年7月12日

新潟県知事 泉 田 裕 彦

事業者の名称	主たる事務所の所在地	事業所の名称	事業所の所在地	指定したサービスの種類	指定年月日
株式会社エム・ビイ	上越市西本町三丁目5番9号	糸魚川薬局	糸魚川市大和川1268番地	居宅療養管理指導	H25.6.1
株式会社エム・ビイ	上越市西本町三丁目5番9号	糸魚川薬局	糸魚川市大和川1268番地	介護予防居宅療養管理指導	H25.6.1
在宅支援すみれ有限会社	上越市大字藤塚400-5	在宅支援すみれ有限会社居宅介護支援事業所	上越市大字藤塚400-5	居宅介護支援	H25.5.10
株式会社まごころネット	五泉市荻曾根227番地	まごころデイサービスおぎそね	五泉市荻曾根227番地	通所介護	H25.5.1
株式会社まごころネット	五泉市荻曾根227番地	まごころデイサービスおぎそね	五泉市荻曾根227番地	介護予防通所介護	H25.5.1
医療法人社団萌気会	南魚沼市浦佐330番地5	萌気園浦佐診療所	南魚沼市浦佐5363番地1	居宅療養管理指導	H25.6.1
医療法人社団萌気会	南魚沼市浦佐330番地5	萌気園浦佐診療所	南魚沼市浦佐5363番地1	介護予防居宅療養管理指導	H25.6.1
株式会社田辺喜平商店	加茂市上町7番10号	株式会社田辺喜平商店福祉用具貸与・販売事業所	加茂市上町7番10号	福祉用具貸与	H25.6.19
株式会社田辺喜平商店	加茂市上町7番10号	株式会社田辺喜平商店福祉用具貸与・販売事業所	加茂市上町7番10号	介護予防福祉用具貸与	H25.6.19

株式会社田辺喜平商店	加茂市上町7番10号	株式会社田辺喜平商店福祉用具貸与・販売事業所	加茂市上町7番10号	特定福祉用具販売	H25.6.19
株式会社田辺喜平商店	加茂市上町7番10号	株式会社田辺喜平商店福祉用具貸与・販売事業所	加茂市上町7番10号	特定介護予防福祉用具販売	H25.6.19

◎新潟県告示第874号

生活保護法施行規則（昭和25年厚生省令第21号）第14条第1項及び中国残留邦人等の円滑な帰国の促進及び永住帰国後の自立の支援に関する法律（平成6年法律第30号）第14条第4項においてその例によるものとされた生活保護法施行規則第14条第1項の規定により、指定介護機関から次のとおり変更した旨の届出があった。

平成25年7月12日

新潟県知事 泉田 裕彦

事業所の名称	事業所の所在地	変更事項		変更年月日
		旧	新	
一般財団法人下越総合健康開発センター居宅介護支援センター	新発田市住吉町5丁目4番25号	財団法人下越総合健康開発センター居宅介護支援センター	一般財団法人下越総合健康開発センター居宅介護支援センター	H24.4.1

◎新潟県告示第875号

生活保護法施行規則（昭和25年厚生省令第21号）第14条第1項及び中国残留邦人等の円滑な帰国の促進及び永住帰国後の自立の支援に関する法律（平成6年法律第30号）第14条第4項においてその例によるものとされた生活保護法施行規則第14条第1項の規定により、指定介護機関から次のとおり休止した旨の届出があった。

平成25年7月12日

新潟県知事 泉田 裕彦

事業所の名称	事業所の所在地	休止したサービスの種類	休止年月日
阿賀野市デイサービスセンターまごころ	阿賀野市飯山新613-1	通所介護	H25.6.30
阿賀野市デイサービスセンターまごころ	阿賀野市飯山新613-1	介護予防通所介護	H25.6.30
ホームヘルプサービスまちだ園	長岡市町田町540番地	訪問介護	H25.4.1
ホームヘルプサービスまちだ園	長岡市町田町540番地	介護予防訪問介護	H25.4.1

◎新潟県告示第876号

生活保護法施行規則（昭和25年厚生省令第21号）第14条第1項及び中国残留邦人等の円滑な帰国の促進及び永住帰国後の自立の支援に関する法律（平成6年法律第30号）第14条第4項においてその例によるものとされた生活保護法施行規則第14条第1項の規定により、指定介護機関から次のとおり廃止した旨の届出があった。

平成25年7月12日

新潟県知事 泉田 裕彦

事業者の名称	主たる事務所の所在地	事業所の名称	事業所の所在地	廃止したサービスの種類	廃止年月日
有限会社やまと調剤薬局	南魚沼市浦佐330番地3	やまと調剤薬局	南魚沼市浦佐330番地3	居宅療養管理指導	H25.5.31
有限会社やまと調剤薬局	南魚沼市浦佐330番地3	やまと調剤薬局	南魚沼市浦佐330番地3	介護予防居宅療養管理指導	H25.5.31
医療法人社団萌気会	南魚沼市浦佐330番地5	医療法人社団萌気会浦佐萌気園診療所	南魚沼市浦佐330番地5	居宅療養管理指導	H25.5.31
医療法人社団萌気会	南魚沼市浦佐330番地5	医療法人社団萌気会浦佐萌気園診療所	南魚沼市浦佐330番地5	介護予防居宅療養管理指導	H25.5.31
医療法人社団萌気会	南魚沼市浦佐330番地5	医療法人社団萌気会浦佐萌気園診療所	南魚沼市浦佐330番地5	訪問看護	H25.5.31
医療法人社団萌気会	南魚沼市浦佐330番地5	医療法人社団萌気会浦佐萌気園診療所	南魚沼市浦佐330番地5	介護予防訪問看護	H25.5.31
医療法人社団萌気会	南魚沼市浦佐330番地5	医療法人社団萌気会浦佐萌気園診療所	南魚沼市浦佐330番地5	訪問リハビリテーション	H25.5.31
医療法人社団萌気会	南魚沼市浦佐330番地5	医療法人社団萌気会浦佐萌気園診療所	南魚沼市浦佐330番地5	介護予防訪問リハビリテーション	H25.5.31

◎新潟県告示第877号

介護保険法（平成9年法律第123号）第41条第1項（又は第53条第1項）の規定により、指定居宅サービス事業者（又は指定介護予防サービス事業者）を次のとおり指定した。

平成25年7月12日

新潟県知事 泉 田 裕 彦

サービスの種類	事業所の名称	所在地	事業者	指定年月日
訪問介護 介護予防訪問介護	みどりケアセンター	新潟県五泉市村松甲5600番地1	特定非営利活動法人心つくし会	平成25年7月1日
訪問介護 介護予防訪問介護	ニチイケアセンター柿崎	新潟県上越市柿崎区馬正面1159-41ヨシクラビル2階B号室	株式会社ニチイ学館	平成25年7月1日
通所介護 介護予防通所介護	まちトレ南魚沼	新潟県南魚沼市六日町801番地9	株式会社アルプスビジネスクリエーション	平成25年7月1日
短期入所生活介護 介護予防短期入所生活介護	ショートステイあけぼの	新潟県五泉市村松98番地1	社会福祉法人茨塚福祉会	平成25年7月1日

短期入所生活介護 介護予防短期入所生活介護	ショートステイあさひ	新潟県上越市日之出町12番地1	株式会社S B Fコーポレーション	平成25年7月1日
--------------------------	------------	-----------------	-------------------	-----------

◎新潟県告示第878号

介護保険法（平成9年法律第123号）第46条第1項の規定により、指定居宅介護支援事業者を次のとおり指定した。

平成25年7月12日

新潟県知事 泉田 裕彦

事業所の名称	所在地	事業者	指定年月日
ニチイケアセンター柿崎	新潟県上越市柿崎区馬正面1159-41 ヨシクラビル2階B号室	株式会社ニチイ学館	平成25年7月1日
居宅介護支援事業所アップル花はな	新潟県胎内市西条599番地	株式会社和穩	平成25年7月1日
居宅介護支援事業所慶	新潟県上越市中郷区福崎273番地2	合同会社慶	平成25年7月1日

◎新潟県告示第879号

介護保険法（平成9年法律第123号）第48条第1項第1号の規定により、指定介護老人福祉施設を次のとおり指定した。

平成25年7月12日

新潟県知事 泉田 裕彦

施設の名称	所在地	開設者	指定年月日
特別養護老人ホームおおじまの里	新潟県三条市大島3783番1	社会福祉法人県央福祉会	平成25年7月1日

◎新潟県告示第880号

介護保険法（平成9年法律第123号）第94条第1項の規定により、介護老人保健施設の開設を次のとおり許可した。

平成25年7月12日

新潟県知事 泉田 裕彦

施設の名称	所在地	開設者	許可年月日
介護老人保健施設至誠会	新潟県糸魚川市大字寺地3018番地	医療法人社団尽誠会	平成25年7月1日

◎新潟県告示第881号

介護保険法（平成9年法律第123号）第75条第2項（又は第115条の5第2項）の規定により、指定居宅サービス事業者（又は指定介護予防サービス事業者）から次のとおり事業の廃止の届出があった。

平成25年7月12日

新潟県知事 泉田 裕彦

事業所の名称	所在地	事業者	サービスの種類	届出の受理年月日	廃止年月日
ヘルパーステーションさわやか苑長岡藤沢	新潟県長岡市藤沢1丁目9番10号	株式会社クレアメディコ	訪問介護 介護予防訪問介護	平成25年5月17日	平成25年6月15日
介護老人保健施設みどり苑	新潟県胎内市東本町22番10	医療法人社団大浦整形外科医院	介護老人保健施設	平成25年5月23日	平成25年6月30日
至誠会	新潟県糸魚川市大字寺地3018番地	佐々木和	介護老人保健施設	平成25年5月29日	平成25年6月30日

◎新潟県告示第882号

障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成17年法律第123号）第59条第1項の規定により、指定自立支援医療機関（精神通院医療）を次のとおり指定した。

平成25年7月12日

新潟県知事 泉田 裕彦

名称	所在地	担当する医療の種類	指定年月日
レモン薬局	長岡市信濃2丁目7番1号	精神通院医療	平成25年7月1日
悠久調剤薬局	長岡市殿町2丁目5-4	精神通院医療	平成25年7月1日
いなほ調剤薬局東店	魚沼市四日町21番地1	精神通院医療	平成25年7月1日
アイン薬局諏訪町店	妙高市諏訪町1丁目5番14号	精神通院医療	平成25年7月1日
アイン薬局糸魚川店	糸魚川市大和川1268番地	精神通院医療	平成25年7月1日
そよかぜ薬局	上越市東雲町1丁目6番13号	精神通院医療	平成25年7月1日

◎新潟県告示第883号

障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成17年法律第123号）第60条第1項の規定に

より、指定自立支援医療機関（精神通院医療）の指定を次のとおり更新した。

平成25年7月12日

新潟県知事 泉田 裕彦

名称	所在地	担当する医療の種類	更新年月日
美沢薬局	長岡市美沢2-56-7	精神通院医療	平成25年7月1日
まのはら薬局	新発田市真野原1719-27	精神通院医療	平成25年7月1日
ラベンダー薬局	村上市有明849-3	精神通院医療	平成25年7月1日
はいがた調剤薬局	燕市三王淵105-1	精神通院医療	平成25年7月1日
にしき薬局	上越市三和区錦向坪323-1	精神通院医療	平成25年7月1日
みどり薬局	魚沼市四日町153-1	精神通院医療	平成25年7月1日
中央薬局小出店	魚沼市小出島1252-1	精神通院医療	平成25年7月1日

◎新潟県告示第884号

障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律施行規則（平成18年厚生労働省令第19号）第63条の規定により、指定自立支援医療機関（精神通院医療）から次のとおり廃止した旨の届出があった。

平成25年7月12日

新潟県知事 泉田 裕彦

名称	所在地	担当する医療の種類	廃止年月日
鈴木薬局	五泉市郷屋川2-54-2	精神通院医療	平成25年6月1日

◎新潟県告示第885号

計量法（平成4年法律第51号）第19条第1項の規定により、糸魚川市の特定計量器定期検査を次のとおり実施する。

平成25年7月12日

新潟県知事 泉田 裕彦

- 1 検査の対象となる特定計量器
計量法施行令（平成5年政令第329号）第10条第1項第1号に規定する特定計量器
- 2 定期検査を行う期日、場所及び区域

検査日時		検査場所	検査区域等
8月19日（月）	午後1時から2時まで	外波地区公民館	糸魚川市全域
	午後2時30分から4時まで	市振地区公民館	
8月20日（火）	午前9時から正午まで	青海総合文化会館	
	午後1時から4時まで		
8月21日（水）	午前9時から正午まで	糸魚川市役所能生事務所	

8月22日(木)	午後1時から4時まで		
8月23日(金)	午前9時から正午まで	磯部地区公民館	
8月26日(月)	午後1時から4時まで	根知基幹集落センター	
8月27日(火)	午前9時から正午まで 午後1時から4時まで	藤のさとセンター	
8月28日(水)	午前9時から正午まで 午後1時から4時まで	大和川地区公民館	
8月29日(木)	午前9時から正午まで 午後1時から4時まで	糸魚川市役所	
8月30日(金)	午前9時から正午まで		
9月2日(月)	午後1時から4時まで		
9月3日(火)	午前9時から正午まで 午後1時から4時まで		
9月4日(水)	午前9時から正午まで		
9月5日から平成26年3月15日まで。ただし、土・日曜日及び祝日並びに12月30日、31日、1月2日、3日を除く。	午前9時30分から正午まで 午後1時から3時30分まで		新潟県計量検定所 特定計量器の所在の場所

3 実施機関

新潟県指定期検査機関 一般社団法人新潟県計量協会

◎新潟県告示第886号

森林法(昭和26年法律第249号)第25条の2第1項の規定により、次のとおり保安林の指定をする予定である。
平成25年7月12日

新潟県知事 泉田 裕彦

1 保安林予定森林の所在場所

新潟県佐渡市新穂北方1の4、1の33、1の36、1の39、1の43、1の45から1の48まで、1の50

2 指定の目的

水源のかん養

3 指定施業要件

(1) 立木の伐採の方法

ア 次の森林については、主伐に係る伐採種を定めない。

イ 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

ウ 間伐に係る森林は、次のとおりとする。

(2) 立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種 次のとおりとする。

(「次のとおり」は、省略し、その関係書類を新潟県農林水産部治山課及び佐渡市役所に備え置いて縦覧に供する。)

◎新潟県告示第887号

土地改良法(昭和24年法律第195号)第18条第16項の規定により、新発田市の川東土地改良区から次のとおり役員が就任及び退任した旨の届出があった。

平成25年7月12日

新潟県新発田地域振興局長

1 就任

理事 新発田市大友1913番地1 小野 健太郎
(理事長)

〃 〃 上三光1461番地 藤間 吉男

〃	〃	宮古木1081番地7	星野 盛二
〃	〃	下楠川43番地	島 守榮
〃	〃	石喜167番地	本間 英介
〃	〃	上羽津819番地	小野 秀男
〃	〃	小出158番地	鈴木 昇衛
〃	〃	麓399番地	伊藤 隆夫
監事	新発田市下中山146番地		加藤 一明
〃	〃	板山2096番地	石山 育夫
〃	〃	岡田172番地	羽賀 秀雄

就任年月日 平成25年6月27日

2 退任

理事	新発田市大友1913番地1	小野 健太郎	
		(理事長)	
〃	〃	上三光1461番地	藤間 吉男
〃	〃	宮古木1081番地7	星野 盛二
〃	〃	板山2258番地	佐藤 肇一
〃	〃	下楠川43番地	島 守榮
〃	〃	石喜167番地	本間 英介
〃	〃	小出158番地	鈴木 昇衛
〃	〃	麓399番地	伊藤 隆夫
監事	新発田市下中山146番地	加藤 一明	
〃	〃	上羽津819番地	小野 秀男
〃	〃	岡田172番地	羽賀 秀雄

退任年月日 平成25年6月26日

◎新潟県告示第888号

土地改良法(昭和24年法律第195号)第18条第16項の規定により、新潟市の角田山ろく土地改良区から次のとおり役員が就任及び退任した旨の届出があった。

平成25年7月12日

新潟県新潟地域振興局長

1 就任

理事	新潟市西蒲区竹野町1492番地	米原 章善	
		(理事長)	
〃	〃	西蒲区竹野町3096番地	本間 誠
〃	〃	西蒲区稲島1636番地	大橋 一雄
〃	〃	西蒲区仁箇752番地	鹿兒島 繁
〃	〃	西蒲区仁箇783番地	赤川 毅
監事	新潟市西蒲区竹野町1507番地	中野 源作	
〃	〃	西蒲区稲島2417番地	鈴木 亨

就任年月日 平成25年6月22日

2 退任

理事	新潟市西蒲区竹野町1492番地	米原 章善	
		(理事長)	
〃	〃	西蒲区竹野町3096番地	本間 誠
〃	〃	西蒲区稲島1636番地	大橋 一雄
〃	〃	西蒲区仁箇752番地	鹿兒島 繁
〃	〃	西蒲区仁箇783番地	赤川 毅
監事	新潟市西蒲区竹野町1507番地	中野 源作	
〃	〃	西蒲区稲島2417番地	鈴木 亨

退任年月日 平成25年6月21日

◎新潟県告示第889号

土地改良法（昭和24年法律第195号）第87条第1項の規定により、妙高市の一部を受益地域とする県営坂口新田地区区画整理（農地環境整備）事業計画を定めたので、関係書類を次のとおり縦覧に供する。

平成25年7月12日

新潟県知事 泉田 裕彦

- 1 縦覧に供する書類の名称
県営土地改良事業計画書の写し
- 2 縦覧に供する期間
平成25年7月16日から平成25年8月12日まで
- 3 縦覧に供する場所
妙高市役所
- 4 その他
 - (1) この土地改良事業計画について不服があるときは、縦覧期間満了の日の翌日から起算して15日以内に、知事に異議申立てをすることができる。
 - (2) この土地改良事業計画について不服があったとしても、土地改良事業計画についての取消しの訴えを提起することはできない。取消しの訴えを提起することができるのは、土地改良事業計画についての異議申立てに対する決定に対してのみである。

◎新潟県告示第890号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第1項の規定により、道路の区域を次のとおり変更した。

なお、関係図面は、告示日から2週間、新潟県土木部道路管理課及び新潟県上越地域振興局地域整備部庶務課において縦覧に供する。

平成25年7月12日

新潟県知事 泉田 裕彦

- 1 道路の種類 県道
- 2 路線名 後谷黒田脇野田停車場線
- 3 道路の区域

区 間	新旧の別	敷地の幅員	延 長
上越市大字灰塚字丑造180番3から 同市大字灰塚字丑造158番1まで	新	(A)10.8～19.5メートル	246.7メートル
		(B)10.9～19.5メートル	251.0メートル
	旧	10.8～19.5メートル	246.7メートル

備考 上記(A)及び(B)は、関係図面に表示する敷地の区分をいう。

◎新潟県告示第891号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第2項の規定により、県道変更区域の供用を次のとおり開始する。

なお、関係図面は、告示日から2週間、新潟県土木部道路管理課及び新潟県上越地域振興局地域整備部庶務課において縦覧に供する。

平成25年7月12日

新潟県知事 泉田 裕彦

- 1 路線名 県道 後谷黒田脇野田停車場線
- 2 供用開始の区間
上越市大字灰塚字丑造180番3から同市大字灰塚字丑造158番1まで
- 3 供用開始の期日 平成25年7月12日

公 告

特定非営利活動法人の定款の変更の認証申請について（公告）

特定非営利活動促進法（平成10年法律第7号）第25条第3項の規定により、次のとおり特定非営利活動法人の定款の変更の認証申請があった。

なお、特定非営利活動促進法第25条第5項で準用する第10条第2項に規定する申請書の添付書類は、新潟県県民生活・環境部県民生活課及び上越地域振興局において縦覧に供する。

平成25年 7月12日

新潟県知事 泉 田 裕 彦

1 申請のあった年月日

平成 25 年 7 月 4 日

2 申請に係る特定非営利活動法人の名称

特定非営利活動法人越後青苧の会

3 代表者の氏名

近藤 紀一郎

4 主たる事務所の所在地

上越市大字黒田 592 番地

5 定款に記載された目的

この法人は、広く一般市民に対して、青苧を用いての体験学習並びに地域間交流の推進に関する事業、伝統文化振興のためのイベントの企画・開催に関する事業、地域の伝統的なものづくりの啓発・推進に関する事業等を行い、青苧の啓発を主軸としての伝統文化の振興並びに地域経済の活性化を図り、広く公益に寄与することを目的とする。

6 定款に記載された特定非営利活動の種類

(1) 社会教育の推進を図る活動

(2) まちづくりの推進を図る活動

(3) 学術、文化、芸術又はスポーツの振興を図る活動

(4) 環境の保全を図る活動

(5) 子どもの健全育成を図る活動

(6) 前各号に掲げる活動を行う団体の運営又は活動に関する連絡、助言又は援助の活動

7 定款の変更内容

変 更 後	変 更 前
<p>(権能)</p> <p>第23条 (略)</p> <p>(1)～(3) (略)</p> <p>(4) 事業計画及び活動予算並びにその変更</p> <p>(5) 事業報告及び活動決算</p> <p>(6)～(11) (略)</p> <p>(事業計画及び予算)</p> <p>第44条 この法人の事業計画及びこれに伴う活動予算は、理事長が作成し、総会の議決を経なければならない。</p> <p>(事業報告及び決算)</p> <p>第48条 この法人の事業報告書、活動計算書、貸借対照表及び財産目録等の決算に関する書類は、毎事業年度終了後、速やかに、理事長が作成し、監事の監査を受け、総会の議決を経なければならない。</p>	<p>(権能)</p> <p>第23条 (略)</p> <p>(1)～(3) (略)</p> <p>(4) 事業計画及び収支予算並びにその変更</p> <p>(5) 事業報告及び収支決算</p> <p>(6)～(11) (略)</p> <p>(事業計画及び予算)</p> <p>第44条 この法人の事業計画及びこれに伴う収支予算は、理事長が作成し、総会の議決を経なければならない。</p> <p>(事業報告及び決算)</p> <p>第48条 この法人の事業報告書、収支計算書、貸借対照表及び財産目録等の決算に関する書類は、毎事業年度終了後、速やかに、理事長が作成し、監事の監査を受け、総会の議決を経なければならない。</p>

<p>2 (略)</p> <p>(定款の変更)</p> <p>第51条 この法人が定款を変更しようとするときは、総会に出席した正会員の4分の3以上の多数による議決を経、かつ、<u>法第25条第3項に規定する事項については所轄庁の認証を得なければならない。</u></p>	<p>2 (略)</p> <p>(定款の変更)</p> <p>第51条 この法人が定款を変更しようとするときは、総会に出席した正会員の4分の3以上の多数による議決を経、かつ、<u>軽微な事項として法第25条第3項に規定する以下の事項を除いて所轄庁の認証を得なければならない。</u></p> <p>(1) <u>主たる事務所及びその他の事務所の所在地(所轄庁の変更を伴わないもの)</u></p> <p>(2) <u>資産に関する事項</u></p> <p>(3) <u>公告の方法</u></p>
--	--

製菓衛生師試験の実施について（公告）

製菓衛生師法（昭和41年法律第115号）第4条の規定により、平成25年度製菓衛生師試験を次のとおり実施する。

平成25年7月12日

新潟県知事 泉田 裕彦

1 試験の日時及び場所

(1) 日時

平成25年9月12日（木）

午後2時00分から午後4時30分まで

(2) 場所

新潟市中央区新光町4番地1

新潟県庁西回廊講堂、大会議室及び自治会館本館講堂

2 試験科目

(1) 衛生法規

(2) 公衆衛生学

(3) 食品学

(4) 食品衛生学

(5) 栄養学

(6) 製菓理論及び実技

全問、四肢択一式により出題する。

製菓実技は、「和菓子分野」「洋菓子分野」「製パン分野」の3分野から1分野を選択して解答する。

3 受験資格

次の各号の1に該当する者

(1) 学校教育法（昭和22年法律第26号）第57条に規定する者であって、厚生労働大臣の指定する製菓衛生師養成施設において1年以上製菓衛生師として必要な知識及び技能を修得した者

(2) 学校教育法第57条に規定する者であって、2年以上菓子製造業に従事した者

4 受験申込みに必要な書類

(1) 受験願書

(2) 学校教育法第57条に規定する者であることを証する書類（卒業証書の写し又は卒業証明書）

婚姻等により氏名の変更があった者は、戸籍抄本を添付すること。

卒業証書の写しを提出する場合は、本証を持参のこと。（本証は確認後、返却する。）

(3) 製菓衛生師養成施設の卒業証書の写し、卒業証明書若しくは履修証明書又は菓子製造業従事証明書

卒業証書の写しを提出する場合は、本証を持参のこと。（本証は確認後、返却する。）

(4) 受験票

(5) 写真

出願前6ヶ月以内に撮影した無帽、正面向き上半身、大きさはパスポート用写真サイズ（縦4.5cm×横3.5cm）。

裏面に氏名及び撮影年月日を記入すること。

(6) 試験科目のうち製菓理論及び実技の免除を受けようとするときは、職業能力開発促進法(昭和44年法律第64号)に基づく菓子製造に係る1級又は2級の技能検定合格証書の写し(本証を持参のこと。確認後、返却する。)

5 受験手数料 9,400円

6 受験願書の受付期間及び提出場所

(1) 受付期間

平成25年7月26日(金)から8月9日(金)まで

(2) 提出場所

住所地を所管する保健所(県外に在住する者は新潟県福祉保健部生活衛生課)

7 合格発表

平成25年10月23日(水)午前9時

住所地を所管する保健所及び県庁行政庁舎1階(広報展示室前掲示版)において行う。

また、県ホームページにおいても行う。

なお、合格発表日から11月22日の間(土、日曜日、祝日を除く)は、受験者本人が受験票を呈示することにより新潟県福祉保健部生活衛生課において、各人の得点を知ることができる。

8 その他

(1) 受験者には、受験願書受付後「製菓衛生師試験受験票」を送付する。

(2) この試験について不明な点は、最寄りの保健所又は新潟県福祉保健部生活衛生課に問い合わせること。

病院局公告

一般競争入札の実施について(公告)

地方自治法(昭和22年法律第67号)第234条第1項の規定により、オートレフケラトトノメータについて、次のとおり一般競争入札を行う。

平成25年7月12日

新潟県立十日町病院長 塚田 芳久

1 入札に付する事項

(1) 購入等件名及び数量

オートレフケラトトノメータ 1式

(2) 調達案件の仕様等

入札説明書による。

(3) 納入期限

平成25年9月30日(月)

(4) 納入場所

新潟県立十日町病院

(5) 入札方法

落札決定に当たっては、入札書に記載された金額に当該金額の100分の5に相当する額を加算した金額(当該金額に1円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てるものとする。)をもって落札価格とするので、入札者は、消費税及び地方消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった金額の105分の100に相当する金額を入札書に記載すること。

2 入札参加資格

(1) 地方自治法施行令(昭和22年政令第16号)第167条の4の規定に該当しない者であること。

(2) 指名停止期間中の者でないこと。

(3) 新潟県物品入札参加資格者名簿の営業種目「機械類」に登載されている者であること。

(4) 本調達に係る入札説明書の交付を受けていること。

(5) 新潟県暴力団排除条例第6条に定める暴力団、暴力団員又はこれらの者と社会的に非難されるべき関係を有する者でないこと。

3 入札説明書の交付場所等

(1) 入札説明書の交付場所、契約条項を示す場所及び問い合わせ先

郵便番号 948-0055

新潟県十日町市高山32番地 9

新潟県立十日町病院経営課

電話番号 025-757-5566 内線506

(2) 入札説明書の交付方法

本公告の日から前記3(1)の交付場所で交付する。

(3) 応札仕様書の提出期限

平成25年7月19日(金)午後3時00分

4 入札、開札の日時及び場所

平成25年7月25日(木)午後1時30分

新潟県立十日町病院 3階講堂

5 その他

(1) 契約手続きにおいて使用する言語及び通貨

日本語及び日本国通貨

(2) 入札保証金

免除する。

(3) 契約保証金

契約金額の100分の10に相当する金額以上の金額とする。ただし、新潟県病院局財務規程(昭和60年新潟県病院局管理規程第5号。以下「規程」という。)第186条第3項第1号又は第3号に該当する場合は、免除する。

(4) 入札者に要求される事項

この一般競争入札に参加を希望する者は、新潟県立十日町病院の交付する入札説明書に基づき応札仕様書を作成し、前記3(3)により提出しなければならない。

なお、提出された書類について、説明を求められた場合は、これに応じなければならない。

(5) 入札の無効

本公告に示した一般競争入札の参加資格のない者がした入札及び入札に関する条件に違反した入札はこれを無効とする。

(6) 契約書作成の要否 要

(7) 落札者の決定方法

本公告に示した一般競争入札の参加資格を有すると契約担当者が判断した入札者であって、規程第197条の規定に基づいて設定された予定価格の制限の範囲内で最低価格をもって有効な入札を行った者を落札者とする。

(8) 契約の停止等

当該調達に関し、苦情申立てがあったときは、契約を停止し、又は解除することがある。

(9) その他

ア 契約の締結に際しては、「暴力団等の排除に関する誓約書」を提出しなければならない。(提出がないときは、契約を締結しない場合がある。)

イ 詳細は入札説明書による。

一般競争入札の実施について(公告)

地方自治法(昭和22年法律第67号)第234条第1項の規定により、超音波診断装置について、次のとおり一般競争入札を行う。

平成25年7月12日

新潟県立柿崎病院長 藤森 勝也

1 入札に付する事項

(1) 購入等件名及び数量

超音波診断装置 1式

(2) 調達案件の仕様等

入札説明書による。

(3) 納入期限

平成25年9月30日(月)

(4) 納入場所

新潟県立柿崎病院

(5) 入札方法

落札決定に当たっては、入札書に記載された金額に当該金額の100分の5に相当する額を加算した金額(当該金額に1円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てるものとする。)をもって落札価格とするので、入札者は、消費税及び地方消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった金額の105分の100に相当する金額を入札書に記載すること。

2 入札参加資格

- (1) 地方自治法施行令(昭和22年政令第16号)第167条の4の規定に該当しない者であること。
- (2) 指名停止期間中の者でないこと。
- (3) 新潟県物品入札参加資格者名簿の営業種目「機械類」に登載されている者であること。
- (4) 本調達に係る入札説明書の交付を受けていること。
- (5) 新潟県暴力団排除条例第6条に定める暴力団、暴力団員又はこれらの者と社会的に非難されるべき関係を有する者でないこと。

3 入札説明書の交付場所等

- (1) 入札説明書の交付場所、契約条項を示す場所及び問い合わせ先

郵便番号 949-3216

新潟県上越市柿崎区柿崎6412番地1

新潟県立柿崎病院経営課

電話番号 025-536-3131 内線116

- (2) 入札説明書の交付方法

本公告の日から前記3(1)の交付場所で交付する。

- (3) 応札仕様書の提出期限

平成25年7月19日(金)午後4時00分

4 入札、開札の日時及び場所

平成25年7月23日(火)午後1時30分

新潟県立柿崎病院 リハビリ室3

5 その他

- (1) 契約手続きにおいて使用する言語及び通貨

日本語及び日本国通貨

- (2) 入札保証金

免除する。

- (3) 契約保証金

契約金額の100分の10に相当する金額以上の金額とする。ただし、新潟県病院局財務規程(昭和60年新潟県病院局管理規程第5号。以下「規程」という。)第186条第3項第1号又は第3号に該当する場合は、免除する。

- (4) 入札者に要求される事項

この一般競争入札に参加を希望する者は、新潟県立柿崎病院の交付する入札説明書に基づき応札仕様書を作成し、前記3(3)により提出しなければならない。

なお、提出された書類について、説明を求められた場合は、これに応じなければならない。

- (5) 入札の無効

本公告に示した一般競争入札の参加資格のない者がした入札及び入札に関する条件に違反した入札はこれを無効とする。

- (6) 契約書作成の要否 要

- (7) 落札者の決定方法

本公告に示した一般競争入札の参加資格を有すると契約担当者が判断した入札者であって、規程第197条の規定に基づいて設定された予定価格の制限の範囲内で最低価格をもって有効な入札を行った者を落札者とする。

- (8) 契約の停止等

当該調達に関し、苦情申立てがあったときは、契約を停止し、又は解除することがある。

- (9) その他

① 契約の締結に際しては、「暴力団等の排除に関する誓約書」を提出しなければならない。(提出がないときは、契約を締結しない場合がある。)

② 詳細は入札説明書による。

特定調達契約の落札者等について（公告）

特定調達契約について落札者を決定したので、新潟県病院局の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める規程（平成7年新潟県病院局管理規程第17号）第15条の規定により、次のとおり公告する。

平成25年7月12日

新潟県立新発田病院長 堂前 洋一郎

- 1 調達物品及び数量
全身用マルチスライスCTスキャナ装置 1式
- 2 契約に関する事務を担当する機関の名称及び住所
新潟県立新発田病院経営課経営係
新潟県新発田市本町1丁目2番8号
- 3 調達方法
購入等
- 4 契約方法
一般競争入札
- 5 落札決定日
平成25年6月28日
- 6 落札者の氏名及び住所
株式会社池田医療電機
新潟県新潟市中央区旭町通1番町78番地
- 7 落札価格
96,180,000円
- 8 入札公告日
平成25年5月17日
- 9 落札方式
最低価格

新潟県立津川病院医療情報システム構築業務公募型プロポーザルの結果について（公告）

新潟県立津川病院医療情報システム構築業務公募型プロポーザルについて、厳正に審査した結果、最優秀提案者を特定したので、次のとおり公告する。

平成25年7月12日

新潟県立津川病院長 原 勝人

- 1 最優秀提案者
株式会社BSNアイネット
- 2 次点者
株式会社エヌ・シー・エス
- 3 実施公告日
平成25年4月2日

公安委員会規則

新潟県公安委員会規則第9号

新潟県警察の交番及び駐在所の名称等に関する規則の一部を改正する規則を次のように定める。

平成25年7月12日

新潟県公安委員会

委員長 本 望 雅 子

新潟県警察の交番及び駐在所の名称等に関する規則の一部を改正する規則

新潟県警察の交番及び駐在所の名称等に関する規則（昭和44年新潟県公安委員会規則第11号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄中下線が引かれた部分（以下「改正部分」という。）に対応する同表の改正後の欄中下線が引かれた部分（以下「改正後部分」という。）が存在する場合には当該改正部分を当該改正後部分に改め、改正部分に対応する改正後部分が存在しない場合には当該改正部分を削り、改正後部分に対応する改正部分が存在しない場合には当該改正後部分を加える。

改 正 後				改 正 前			
別表				別表			
署名	名 称	位 置	所 管 区 域	署名	名 称	位 置	所 管 区 域
(略)				(略)			
燕警察署	署所在地		燕市のうち粟生津、下粟生津、高木、上河原、野本、溝、溝古新、田中新、 <u>吉田西太田の一部(一般国道116号の東側の地域)</u>	燕警察署	署所在地		燕市のうち粟生津、下粟生津、高木、上河原、野本、溝、溝古新、田中新、 <u>吉田西太田</u>
	燕駅前交番	燕市燕	燕市のうち新栄町、南1・2・3・4・5・6・7丁目、殿島1・2丁目、秋葉町1・2・3・4丁目、白山町1・2・3丁目、井土巻1・2・3・4・5丁目、日之出町、水道町1・2・3・4丁目、燕、井土巻、東太田、 <u>杉木、佐渡、小高、小関、花見、桜町、大曲、大関、蔵関</u>		燕駅前交番	燕市燕	燕市のうち新栄町、南1・2・3・4・5・6・7丁目、殿島1・2丁目、秋葉町1・2・3・4丁目、白山町1・2・3丁目、井土巻1・2・3・4・5丁目、日之出町、水道町1・2・3・4丁目、 <u>物流センター1・2・3・4丁目</u> 、燕、井土巻、東太田、 <u>杉木、佐渡、小高、小関、花見、桜町、大曲、大関、蔵関</u>
	小池駐在所	燕市杉名	燕市のうち小池新町、小池、柳山、杉名、杉柳、道金、八王寺、 <u>物流センター1・2・3・4丁目</u>		小池駐在所	燕市杉名	燕市のうち小池新町、小池、柳山、杉名、杉柳、道金、八王寺
(略)				(略)			
	吉田交番	燕市吉田春日町	燕市のうち吉田栄町、吉田水道町、吉田東栄町、吉田日之出町、吉田春日町、吉田浜首町、吉田弥生町、吉田神明町、吉田幸町、吉田寿町、吉田堤町、吉田松		吉田交番	燕市吉田春日町	燕市のうち吉田栄町、吉田水道町、吉田東栄町、吉田日之出町、吉田春日町、吉田浜首町、吉田弥生町、吉田神明町、吉田幸町、吉田寿町、吉田堤町、吉田松

			岡町、吉田新町、吉田旭町1・2・3・4丁目、吉田東町、吉田学校町、吉田下町、吉田中町、吉田上町、吉田新田町、吉田大保町、吉田曙町、吉田神田町、吉田若生町、吉田文京町、吉田、吉田宮小路、吉田本所、吉田鴻巣、吉田本町、吉田吉栄、吉田法花堂、吉田下中野、吉田西太田（ <u>一般国道116号の東側の地域を除く。</u> ）				岡町、吉田新町、吉田旭町1・2・3・4丁目、吉田東町、吉田学校町、吉田下町、吉田中町、吉田上町、吉田新田町、吉田大保町、吉田曙町、吉田神田町、吉田若生町、吉田文京町、吉田、吉田宮小路、吉田本所、吉田鴻巣、吉田本町、吉田吉栄、吉田法花堂、吉田下中野	
		(略)				(略)		
	(略)							
上越警察署	(略)			上越市のうち大字南新保、大日、中田新田、上島、中々村新田、平岡、南田屋新田、北田屋新田、大道福田、富岡（北陸自動車道南側の地域を除く。）、諏訪、上真砂、杉野袋、北新保、高森、東原、鶴町、北田中、米岡、荒屋、虫川、 <u>米町</u>	上越警察署	(略)		上越市のうち大字南新保、大日、中田新田、上島、中々村新田、平岡、南田屋新田、北田屋新田、大道福田、富岡（北陸自動車道南側の地域を除く。）、諏訪、上真砂、杉野袋、北新保、高森、東原、鶴町、北田中、米岡、荒屋、虫川
		上越市 大字南 新保				上越市 大字南 新保		
		(略)				(略)		
	(略)							

附 則

この規則は、公布の日から施行する。